

議案第 32 号

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成16年伊賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（給与）

第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

（給料）

第3条 教育長の給料は、月額620,000円とする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条中「前4条」を「第3条から前条まで」に改め、同条を第8条とする。

第5条を第7条とする。

第4条第1項を次のように改める。

教育長の退職手当（以下単に「退職手当」という。）は、教育長が任期満了、辞職その他の理由により退職し、若しくは失職又は死亡（以下「退職」という。）した場合に支給する。

第4条第2項中「前項の退職手当（以下単に「退職手当」という。）」を「退職手当」に改め、同条第3項中「退職した日における給料月額に教育長としての在職期間1年につき100

分の200」を「教育長としての在職期間1年につき、退職した日における給料月額に100分の200を乗じて得た額とし、1年未満の在職期間については、その期間1月につき、退職した日における給料月額に当該割合に12分の1を乗じて得た割合」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(通勤手当)

第4条 教育長の通勤手当の額は、伊賀市職員の給与に関する条例（平成16年伊賀市条例第59号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

(期末手当)

第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の額の計算に係る基礎額は、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、基礎額に乘じる割合は、次に掲げる割合とする。

(1) 6月 100分の200

(2) 12月 100分の200

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。